

平成28年11月30日

佐世保市契約監理室

工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）の適用資材の拡大について

佐世保市（水道局含む。）発注の建設工事における工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）の規定について下記のとおり対象資材を拡大し適用します。

記

1 適用品目

- 鋼材類（鉄筋・形鋼・鋼板等）
- 燃料油（ガソリン・軽油・重油）
- アスファルト類（合材・乳剤・ストレートアスファルト・改質アスファルト等）
- コンクリート類（生コン・セメント・モルタル・コンクリート二次製品等）
- その他（受発注者間の個別協議において指定した品目）

2 各適用品目の適用年月日

- 鋼材類 ・・・平成20年 7月1日
- 燃料油 ・・・平成20年 7月1日
- アスファルト類・・・平成20年12月1日
- コンクリート類・・・平成28年 9月1日
- その他 ・・・平成28年 9月1日

3 対象となる工事

適用品目を含む工事で、かつ、以下の①～③の全てに該当する工事

- ① 契約工期の工期末が適用年月日以降の工事
- ② 請負代金額250万円以上の工事
- ③ 工期末の60日前までに同条項に基づく請負代金額変更の請求がなされた工事

4 対象としない工事部分

同条項に基づく請負代金額変更の請求日以前に既済部分検査が完了している工事部分

5 スライド額算定の対象とする品目の判定

適用品目に該当する資材の価格変動による変動額が請負代金額の1%を超える場合は、スライド額算定の対象品目とする。

6 適用年月日

本通知は、平成28年11月1日以降に請負代金額変更の請求を行う工事に適用する。

7 経過措置

工期末が平成28年12月15日～平成29年1月31日の工事における、請負代金額変更の請求日は、工期末の14日前までに請求を行う場合に限り、工期末から60日を確保しなくてもよい。

8 その他

詳細な適用資材や詳細なスライド額算定方法を定めた運用については、後日お知らせします。

以上

【契約課】

TEL:0956-24-1111 (内線) 3202～3204